

(答申第59号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を公開することとした決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、平成15年4月8日付けで「 郡 町 丁目地内における （以下「特定事業者」という。）の砂利採取計画の変更認可申請書」を公開請求した。

2 実施機関の決定等

実施機関は、農林商工部岐阜地域農林商工事務所の保有する、平成15年 月 日付けで特定事業者から提出された砂利採取計画変更認可申請書及び添付書類を対象公文書（以下「本件公文書」という。）として特定したうえで、第三者である特定事業者に関する情報が記録されているため、平成15年4月8日付けで、条例第14条第1項の規定により特定事業者に対して意見の聴取を行ったところ、公開されると支障を生ずる旨の意見書が同月15日付けで提出された。

実施機関は、公開請求のあった本件公文書について、平成15年4月22日付け岐農商産第102号により公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求者に通知するとともに、条例第14条第2項の規定により特定事業者に対して同日付けで公開を実施する旨を通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表1のとおり）。

3 異議申立て

特定事業者（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成15年5月6日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成15年5月6日付けで、その職権により本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に対して通知した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち公開することとした部分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次

のとおりである。

- (1) 請求者の意図が不明であるため、何に利用されるか心配である。
- (2) 現在、砂利採取事業を進めている現場において、当該事業に反対している周辺住民が、砂利掘削に同意していただいた特定の土地所有者に対し、砂利採取計画区域の土地所有者全員が反対であると言って、同意の撤回を迫ったこともあった。また、公開請求して図面等を入手したことで、現場の状況と計画図面との些細な違いを指摘しては、違法工事をしていると岐阜地域農林商工事務所に通報するなど、頻繁に苦情を申し立てられ、その都度工事が中断したりと迷惑している。これ以上妨害を受けないためにも、今後一切の情報を見せたくはないし、その必要もない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書に記載された申請者の住所、代表者の名称、砂利採取業者の登録年月日及び登録番号、電話番号、当初認可に係る認可年月日及び認可番号、砂利採取場の区域並びに変更前後の内容（採取の期間）は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第29条の規定により砂利採取場の見やすい場所に掲げられている標識（以下「標識」という。）に記載されている事項であって、既に公にされているものであり、これらを公開しても、異議申立人の事業活動における競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。
- 2 変更の理由については、事業の進捗が遅れている旨の理由にすぎず、これを公開しても、異議申立人の事業活動における競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 対象公文書について
本件公文書は、岐阜地域農林商工事務所が保有する、法第16条の規定により平成15年月 日付けで異議申立人から提出された、 町 丁目地内に係る砂利採取計画変更認可申請書（以下「申請書」という。）である。
申請書には、砂利採取場の区域、変更の内容及び理由等が記載されており、土地所有者の同意書、道路占用許可証等が添付されている。
- 2 本件処分に係る具体的な判断について
本件公文書について、実施機関は、条例第6条の非公開事由のいずれにも該当しないことを理由として、その一部を公開することとした本件処分が妥当である旨を主張している。一方、異議申立人は、本件公文書が一部であっても公開されると、その事業活動

に支障を生じる旨を主張している。

そこで、審査会は、本件処分のうち実施機関が公開することとした部分についてのみ、条例第6条第3号該当性等を以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については、公開しないことを定めたものであり、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月28日付け経営管理部長通知）によれば、以下の情報をいうとされている。

法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれのあるもの

その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

しかし、法人等に関する情報であっても、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、非公開とすることにより保護される法人等の事業活動上の利益よりも、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優越すると認められる場合には、公文書を公開しなければならないとしている（本号ただし書イ）。

(2) 条例第6条第3号該当性について

本件公文書は、異議申立人の砂利採取計画に関する情報であって、本号本文前段に規定する事業に関する情報といえる。

そこで、これが公開されると、本号本文後段にいう競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて、以下検討する。

標識には、砂利採取業者の名称、所在地及び電話番号、登録年月日及び登録番号、採取計画の認可年月日及び認可番号、採取をする砂利の種類及び数量、採取の期間、掘削又は切土をする土地の面積及び深さ、砂利の採取のための機械の種類及び数、業務主任者の氏名並びに砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図が記載されていることから、これらの情報は既に公にされているものといえ、また、記載されている当該区域の実測面積については、これらを公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、本号に該当しない。

さらに、変更の理由については、当初認可された期間を延長する理由として、申請時には予見できなかった事情による進捗の遅れを説明しているにすぎず、これを公開することにより、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、本号には該当しない。

異議申立人は、請求者が砂利採取事業に反対している周辺住民であることを確信し、その者との事業活動をめぐるトラブルを理由に、一切の情報の公開に反対する旨を主張する。しかし、請求者が本件公文書の公開によって得た情報を砂利採取場の監視のために利用したとしても、条例第4条の規定による適正使用に反するものとは認められない。こうした苦情に対しては、異議申立人自らが砂利採取計画を遵守することにより対処していくべきものであって、本号により保護すべき正当な利益というべきものではなく、異議申立人の主張を認めることはできない。

また、条例第6条の他の非公開事由についても検討したが、いずれにも該当しない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成15年5月6日	・ 諮問を受けた。
平成15年5月9日	・ 実施機関（商工業室）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成15年5月12日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年6月4日 （第58回審査会）	・ 異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審理を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近 藤 謙 次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽 田 野 晴 雄	税理士	
	森 川 幸 江	弁護士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

（五十音順）

別表1

公開しようとする公文書及び公開する部分

公開しようとする公文書	公 開 す る 部 分
変更認可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、所在地、電話番号、登録年月日、登録番号 ・ 変更の内容（当初認可に係る認可年月日及び認可番号、採取場の区域、採取の期間） ・ 変更の理由